

あ べ み お
阿 部 未 央(宮城県)

学位の種類 博士(法学)
学位記番号 博第78号
学位授与年月日 平成20年3月25日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻 東北大学大学院法学研究科(博士後期3年の課程)
トランスナショナル法政策専攻
学位論文題目 雇用形態差別に対する法的アプローチ
—イギリス法とアメリカ法の比較研究—
論文審査委員 (主査)
准教授 嵩 さやか 准教授 桑村 裕美子

論文内容の要旨

本論文は、パートタイム労働者を中心に、現在の日本の非典型雇用労働者が直面している正社員との処遇面における格差を取り上げ、比較法的視点からイギリス法とアメリカ法における法的介入のあり方を分析することを通じて、「雇用形態差別」とも捉えられるこうした問題状況に対して講ずべき法的アプローチを模索するものである。

「第1章 問題状況と検討の視角」では、日本の非典型雇用労働者をめぐる現状を概観し、依然として、労働負荷が重く拘束度の高い「正社員」か、不安定で低処遇の「非正社員(非典型雇用労働者)」か、という二極化した働き方の選択肢しかない状況が続いていることを指摘する。そして、正社員と非典型雇用労働者との間の処遇格差についてのこれまでの立法・司法による取り組みとそれらの限界を明らかにした上で、こうした根深い処遇格差問題については、法的アプローチのあり方にまで踏み込んだ検討が必要であるとして、比較法的観点から、相互に異なる法的アプローチを採用するイギリス法とアメリカ法、さらに近年アメリカで注目されている「第3のアプローチ」の検討を行う、とする。

「第2章 イギリスにおける実体法的アプローチ」では、イギリスにおける解雇規制の状況と、非典型雇用労働者の中心に位置づけられるパートタイム労働者の特徴を明らかにした上で、パートタイム労働者の処遇改善のための実体法的アプローチの変遷を、制定法および裁判例の分析を通じて追っている。そこでは、イギリスでとられた3つの平等法理(同一労働同一賃金原則・間接差別原則・パートタイム労働者均等待遇原則)の機能とともに、それぞれの問題点の分析も行っている。

「第3章 アメリカにおける市場調整アプローチ」では、アメリカの雇用法制の大前提

である随意雇用（解雇自由）原則の確立・変遷について詳細に検討した上で、同原則の下、正社員・非典型雇用労働者ともにその処遇が外部労働市場の調整に委ねられ、正社員の属する市場と非典型雇用労働者の属する市場とが連続性をもっている点を指摘する。さらに、アメリカにおいて非典型雇用労働者の労働条件についての法規制が極端に少ないことの理念的根拠は、「契約の自由」の理念に求められることを明らかにしている。

「第4章 アメリカにおける第3のアプローチ」では、実体法規制（イギリス法）でも市場調整アプローチ（伝統的アメリカ法）でもない「第3のアプローチ」として近年注目されている S. Sturm の提唱する「構造的アプローチ」と、C. Estlund の提唱する「モニターされた自己規制システム」を紹介・検討する。前者の「構造的アプローチ」とは、企業と外部の主体（裁判所・仲介者など）とがダイナミックに連携を図りながら、各職場の問題状況に即した固有の解決方法を作り上げる手法であり、後者の「モニターされた自己規制システム」は労働者の権利の保障や労働基準規制の遵守のために、独立した外部監視者による監視・労働者の発言ルートの確保を基本要素として、企業の実効的な自己規制システムの導入・実施を促すというものである。これらのアプローチはともに、外部の法規制を最小限に抑えつつ、規制の企業内部化を促す手続き的アプローチであり、複雑で組織的な差別の解消に有効なアプローチと評価する。

「第5章 比較法的検討と日本への示唆」では、これまでの検討のまとめとして、実体法的アプローチ、市場調整アプローチ、第3のアプローチのそれぞれの特徴と問題点を考察している。その上で、日本の非典型雇用労働者の処遇格差への法的アプローチとして、実体法的アプローチと第3のアプローチとの複合型の可能性を提案し、それぞれのアプローチの特徴・長所を活かして相互に補完させることにより処遇格差の実効的改善が図られる、として本論文を結んでいる。

論文審査結果の要旨

本論文は、A4版で239頁にも及ぶ力作である。本論文において最も評価されるべき点は、昨今さまざまな「格差」が耳目を集めているなか、労働市場において従来から厳然と存在している正社員と非典型雇用労働者との処遇格差について、これまでの法規制の限界を明らかにした上で、法的アプローチのあり方にまで掘り下げてこの問題に正面から取り組み、新たな法的アプローチの提案にまで至っている点である。確かに、非典型雇用労働者の処遇格差問題について比較法的観点も含めて検討を加える先行業績は少なくなく、また、本論文で注目されている「第3のアプローチ」を紹介した業績も存在する。しかし、非典型雇用労働者の処遇格差の問題への「第3のアプローチ」の適用可能性を分析した業績はこれまでに存在せず、本論文がはじめてその適用の可能性と有効性を論じた論文と言える。本論文は非典型雇用労働者の格差問題について独自の視角から分析することに挑戦した

非常に意欲的な論文であり、また、この問題について新たな法的アプローチを提示することにも成功しており、学界において注目を集める論文となるであろうことは疑いない。

また、従来の業績が概してひとつの国の検討のみであったのに対し、本論文では、日本・イギリス・アメリカの非典型雇用労働者をめぐる法規制を横断的に検討し、相互を丹念に比較している。とりわけ、イギリス法、アメリカ法の分析においては、立法内容や裁判例をかなり詳細に調べ上げており、この作業によって各国の法制の全体像・特徴を正確に把握した上で慎重に分析を行っている。また、アメリカ法の分析においては、「法規制がほとんどない」という状況の紹介だけではなく、その原因をも丹念に追究している。法規制がある場合よりも困難なこうした作業に果敢に挑むことにより、アメリカ法の根本的特徴を浮き彫りにすることに成功し、単なる表層的な比較法分析に終わっていない。

以上のように本論文は、非典型雇用労働者の処遇格差の改善について、従来の法規制の限界を指摘し、イギリス法・アメリカ法のアプローチを詳細に検討することにより、これまでの法規制のあり方とは全く異なった手続的アプローチの可能性を示唆している点で大いに評価され、本論文の目的は相当程度達成されている。ただ、本論文にも不十分な点がないわけではない。本論文では「格差」と「差別」という用語が多く登場するが、両者の峻別がやや曖昧な点、アメリカ法のとる市場調整アプローチを否定する理由などの論証が尽くされないまま議論が進んでいる点、本論の展開に必ずしも重要でない事柄について冗長な叙述がなされている点である。もっとも、これらの諸点は、上に述べた本論文の価値を大きく損なうものとはまでは言えない。

以上、本論文は、近年ますます注目されている非典型雇用労働者の処遇格差の問題について、独自の分析視角から鋭い分析を加え、新たなアプローチの提示に至っている点で高く評価されるものであり、緻密な比較法的検討も資料としての価値が高いものであって、博士論文の水準に達しているものと認められる。